

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 2021年度奨学金募集要項（30型）

一般財団法人井内アジア留学生記念財団は、日本の大学生もしくは大学院生に在学する私費外国人留学生の中から30型奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

30型奨学金へ応募できる者は、ミャンマー連邦共和国の国籍を有する私費外国人留学生(注1)で、2021年4月1日現在において、下記の要件をそなえる見込みのある者とする。

- (1) 給付開始日における年齢が、大学生は、27歳未満の者。大学院生は、35歳未満の者。
- (2) 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- (3) 奨学金の支給期間中において、当財団が主催する行事に出席できる者。
- (4) 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者。

注1:「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学生採用予定人員

20名を上限とする。

応募締切：2020年12月21日（月）17:00 時間厳守
書類提出先：国際部留学交流課

3. 30型奨学金の特徴

- (1) 30型奨学金は、給付型とし、原則返還の義務はない。
- (2) 他の団体等の奨学金（給付型・貸与型を問いません）との併給を可能とする。

4. 奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 30,000円を支給する。

なお、ダブルディグリープログラム(注2)の奨学生は、月額40,000円を支給する。

井内SDGs国際社会人博士後期課程ミャンマー特別コースの奨学生は、月額73,000円を支給する。

注2:「ダブルディグリープログラム」とは、2011年に我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドラインの中で定義された「我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム」をいう。

5. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、給付決定から標準卒業年度までとする。（1年以上の支給期間を必要とする。）

6. 応募の手続き

(1) 30型奨学金に応募する留学生は、申込書類(別紙様式①、①-2、①-3)に下記書類(ア～オ)を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。

記載については、所定の用紙内に収まるように記入すること。

なお、すべての申込書類に、日本語(やむを得ない場合は英語)で、文字は黒色で提出すること。

- ア. 推薦者・指導予定教員の推薦状(別紙様式②)
- イ. 在留カード(日本国政府発行)のコピー(表裏)
- ウ. 学業成績証明書(博士後期課程は、修士修了時の成績証明書を提出)
- エ. GPA証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- オ. 在学証明書

財団指定の書類に加え、「2020年度岡山大学
外国人留学生基礎資料」も提出すること

(2) 大学は、アの下段にある学長推薦書(別紙様式③)に押印し、財団に推薦する。

様式 は空欄のまま
国際部へ提出すること

【注意】封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却しない。申込書類等は、ホチキス等で留めないこと。

7. 応募締切日

~~2021年1月15日(金)(当日消印有効)~~

応募締切：2020年12月21日(月) 17:00 時間厳守

8. 選考及び決定

財団は、6 により各大学から推薦があった者について、選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。
その結果については、大学を通じて応募者本人に通知する。

9. 奨学金の休止・停止及び期間の短縮

財団は、給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合には、奨学金の支給を休止、停止及び支給期間の短縮を行うことができる。

- (1) 奨学生が休学し、又は1週間以上の長期にわたって日本を不在にしたとき。
- (2) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。

10. 奨学金の打ち切り

財団は、奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合には、奨学金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 申込書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断されるとき。
- (3) 申込時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
- (4) その他財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。
- (5) 財団理事会で奨学金を打ち切ると判断したとき。

11. 転・退学

財団は、奨学生が退学又は他の学部や大学若しくは研究科や大学院へ転部・転学した場合には、奨学金の支給を辞退したとみなす。

12. 返納

財団は、奨学金の支給後において、9. 10. 11. の各号に該当することが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13. 報告書の提出

奨学生は、大学を通じて財団へ学業・研究等について、1年ごとに成績もしくは研究状況の報告書(書式任意)を提出しなければならない。

14. 届出の義務

大学は奨学生に、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、財団へ届出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故等により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15. 個人情報の保護について

提出された個人情報は、本制度実施のために利用されます。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金等の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

16. 本件照会先

(大学用)

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 事務局

〒541-0057 大阪府大阪府中央区北久宝寺町3丁目5番12号

電話 06-4963-8212

E-mail: iuchi_myanmar@iuchizaidan.or.jp

HP: <https://www.iuchizaidan.or.jp/>



(申込者用)

ミャンマー語・英語・ミャンマー国内からのお問い合わせ

一般財団法人井内アジア留学生記念財団 ヤンゴン事務所

C/O Mya Japanese Language School

Room No.15 Building No. 290 Yan Aung Street 3 Yankin Township Yangon MYANMAR.

Ko Kaung Set Paing (09-263686651) Ko Htet Wai Aung (09-263686652)

E-MAIL: mya.japanschool@gmail.com